

改正

平成24年1月18日告示第3号

令和2年1月24日教委告示第3号

太子町スポーツ表彰要綱を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

太子町スポーツ表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき行われるスポーツに関して優秀な成績を収めた者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げる者（中学校以下の生徒、児童等を除く。）とする。ただし、アマチュアに限る。

- (1) 本町に住所を有している者
- (2) 本町の区域内に通学し、又は通勤している者
- (3) 本町の区域内に主たる活動の場を有するチーム及び当該チームに所属している者
- (4) 本町の出身者

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰は、スポーツ大賞、スポーツ賞及びマスターズ賞とする。

2 スポーツ大賞の表彰基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に出場し、第三位以内に入賞したとき。
- (2) アジア競技大会又はアジアパラ競技大会に出場し、第三位以内に入賞したとき。
- (3) (公財)日本スポーツ協会又は日本パラリンピック委員会に加盟している団体の競技の世界選手権大会に出場し、第三位以内に入賞したとき。
- (4) 世界新記録又は世界タイ記録を樹立したとき。

3 スポーツ賞の表彰基準は、次の各号のとおりとする。ただし、前項各号に該当する場合を除き、表彰対象となる大会については別に定める。

- (1) 権威ある国際競技会において第三位以内に入賞したとき。
- (2) 権威ある全国的な大会において優勝したとき。
- (3) 日本新記録又は日本タイ記録（高等学校新記録及び高等学校タイ記録を含む。）を樹立したとき。
- (4) 権威ある全国的な大会において準優勝したとき。
- (5) 権威ある西日本大会（近畿大会、関西大会等を含む。以下同じ。）において優勝したとき。
- (6) 権威ある全国的な大会において第三位に入賞したとき。
- (7) 権威ある西日本大会において準優勝したとき。
- (8) 権威ある県大会（各競技種目団体又は高等学校体育連盟が実施した大会をいう。）に優勝したとき。ただし、対象となるのは各競技種目につき一大会とし、複数の種目に優勝した場合であっても一人一種目に限る。
- (9) 兵庫県新記録又は兵庫県タイ記録（兵庫県高等学校新記録及び兵庫県高等学校タイ記録を含む。）を樹立したとき。

4 マスターズ賞の表彰基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) マスターズ国際大会に入賞したとき。
- (2) 日本スポーツマスターズ又は全国健康福祉祭のスポーツ交流大会において優勝したとき。
- (3) 日本スポーツマスターズ又は全国健康福祉祭のスポーツ交流大会において準優勝したとき。
- (4) 日本スポーツマスターズ又は全国健康福祉祭のスポーツ交流大会において第三位に入賞したとき。

5 前2項に該当しない場合であっても、町長が特に優秀と認めるときは、表彰することができる。

(推薦)

第4条 表彰は、本町関係の学校、事業所又は各競技種目団体からの推薦に基づいて行う。

2 本町関係の学校、事業所及び各競技種目団体は、前条第2項から第5項の規定に該当する者（以下「候補者」という。）があるときは、毎年11月25日までに、次の各号に掲げる事項を記載した

書類に成績又は記録を証明するものを添付のうえ町長に提出し、推薦するものとする。

- (1) 候補者の氏名、ふりがな、生年月日及び現住所
- (2) 候補者の所属する学校又は団体名等
- (3) 大会名、大会開催年月日及び成績又は記録
- (4) その他特記すべき事項

3 マスターズ賞に該当する候補者が、スポーツ大賞又はスポーツ賞にも該当する場合、推薦者は候補者の意思を確認した上で、いずれかの賞を選択し、推薦しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 町長は、前条の推薦を受けたときはこれを審査し、太子町スポーツ表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、表彰する者を決定する。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 太子町教育委員会委員のうちから1名
- (2) 太子町体育協会長
- (3) 兵庫県立太子高等学校長
- (4) 太子町副町長
- (5) 太子町教育委員会教育長

2 前項第2号から第5号に掲げる役職が空席である場合は、その役職の次席にある者をもって充てる。

3 委員会の庶務は、町民体育館において処理する。

(表彰の方法)

第7条 スポーツ大賞の表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 スポーツ賞の表彰は、第3条第3項第1号から第3号までに該当する者にあつては金賞として金メダル及び賞状を、同項第4号及び第5号に該当する者にあつては銀賞として銀メダルを、同項第6号から第9号までに該当する者にあつては銅賞として銅メダルを贈呈して行う。

3 マスターズ賞の表彰は、第3条第4項第1号及び第2号に該当する者にあつては金賞として金メダル及び賞状を、同項第3号に該当する者にあつては銀賞として銀メダルを、同項第4号に該当する者にあつては銅賞として銅メダルを贈呈して行う。

4 第3条第5項に該当する者にあつては、奨励賞として奨励メダルを贈呈して行う。

(表彰時期)

第8条 表彰は、毎年2月中に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の内容によっては、適宜表彰できるものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

前文(抄) (平成24年1月18日告示第3号)

平成23年8月24日から適用する。